

肥料生産・販売の手引き

令和4年9月

高知県農業振興部環境農業推進課

「肥料生産・販売の手引き」目次

ページ

1	肥料について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	農林水産大臣の指定する特殊肥料・・・・・・・・	3
2	生産・輸入・販売にあたって・・・・・・・・	6
3	提出書類について・・・・・・・・	7
	申請手続き一覧・・・・・・・・	8
	特殊肥料の生産・輸入・・・・・・・・	9
	登録肥料の生産・・・・・・・・	10
	指定混合肥料の生産・・・・・・・・	13
	生産設備の賃借による肥料の生産・・・・・・・・	13
	肥料の販売・・・・・・・・	14
	届け出・登録様式	
	特殊肥料関係・・・・・・・・	15
	肥料登録関係・・・・・・・・	19
	指定混合肥料関係・・・・・・・・	28
	生産設備の賃借による肥料の生産関係・・・・・・・・	31
	肥料販売関係・・・・・・・・	32
4	保証票及び品質表示の添付・・・・・・・・	35
5	帳票の備え付け・・・・・・・・	45
6	その他・・・・・・・・	46

1. 肥料について

《肥料の定義》

肥料の品質の確保等に関する法律では、肥料は次のように定義されています。

- ①植物の栄養とするため、土地に施されるもの
- ②植物の栄養とするため、植物の葉などに施されるもの
- ③植物の栽培に役立つよう、土壤に化学的変化をおこさせるため、土地に施されるもの

植物の栄養に供される要素として、現在指定を受けているのは、窒素(N)、

リン酸(P_2O_5)、加里(K_2O)、石灰(CaO)、苦土(MgO)、マンガン(MnO)、けい酸(SiO_2)、ほう酸(B_2O_3)の8成分です。また、土壤に化学的変化をもたらすものには色々なものがありますが、具体例としては、土壤の酸度を矯正し、作物の栽培に適する土壤に改良するアルカリ分を含むもの等があげられます。

《登録・届出の義務》

肥料の品質を保全し、また、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産、輸入及び販売の実体が的確に把握されていることが必要です。このため、各種の登録や届出が義務付けられています。インターネットや直販所等で肥料を販売する場合も同様です。

肥料は種類がきわめて多く、質的にも多様なので、取締の必要から特殊肥料と普通肥料に分類されています。特殊肥料については届出制、普通肥料については登録制(一部届出制)として、性質に応じた規制を行っています。

《立入検査》

これらの規制が正しく実施されているかを監視するため、国又は県の肥料検査職員が立入検査を行っています。肥料検査職員は、工場、倉庫、店舗等に立入り、帳簿書類を点検し、肥料を収去(分析検査に必要な肥料を無償で持ち去ること)し、質問を行いますので、協力をお願いします。

また、収去した肥料の検査結果の概要は、県広報等で公表します。

《特殊肥料》（生産・輸入とも都道府県知事あてに届出）

米ぬかのように、農家の経験や五感によって判別できる肥料や、堆肥のように、肥料の価値や施肥基準が含有成分量のみ依存しない肥料で、農林水産大臣が指定した肥料をいいます。現在46種類が指定を受けています。

（次ページ参照）。特殊肥料のうち、「動物の排泄物」、「堆肥」については品質表示が義務づけられます。

《普通肥料》（生産は各項のとおり、輸入は全て農林水産大臣の登録）

特殊肥料以外の肥料をいい、窒素、りん酸、加里等の主成分量によって評価される性格の肥料です。保証票の添付が義務付けられており、有効成分や正味重量を保証する必要があります。普通肥料はさらに、登録肥料（特定普通肥料を含む）、仮登録肥料、指定混合肥料に分類されます。

1 登録肥料（農林水産大臣又は都道府県知事に登録）

農林水産大臣は、普通肥料の種類ごとに「含有すべき主成分の最小(%)」「含有を許される有害成分の最大量(%)」「その他の制限事項」についての規格（肥料の公定規格）を定めています。この公定規格に適合する肥料を登録肥料といいます。

2 仮登録肥料（農林水産大臣の登録）

上記の公定規格に適合しない普通肥料をいいます。そのまま流通させることはできませんので、仮登録の申請を行う必要があります。

3 指定混合肥料（農林水産大臣又は都道府県知事に届出）

登録肥料、特殊肥料又は指定土壌改良資材が原料として配合される普通肥料です。ただし、以下の普通肥料は該当しません。

- (1) 肥料の品質を低下させるような異物が混入されたもの
- (2) 液状の普通肥料や硝酸化成抑制剤を使用した普通肥料を原料とするもの
- (3) 石灰質肥料またはけい酸質肥料を異種の普通肥料と配合したもの
- (4) 配合に当たり、粒状化促進剤、固結防止剤等を使用したもの（ただし、家庭園芸用肥料（包装の外部に「家庭園芸用」と表示したもので、正味重量が10kg以下のもの）ならば、これらの資材を使用しても、指定混合肥料となります。）

農林水産大臣の指定する特殊肥料

1. 次に掲げる肥料で粉末にしないもの（特殊肥料等の指定（イ））

- ① 魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）
- ② 干魚肥料
- ③ 干蚕蛹
- ④ 甲殻類質肥料
- ⑤ 蒸製骨（脱こう骨を含み、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）を除く。以下同じ）を原料とする場合にあっては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第四百十号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ⑥ 蒸製てい角
- ⑦ 肉かす（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混在しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ⑧ 羊毛くず
- ⑨ 牛毛くず
- ⑩ 粗砕石灰石

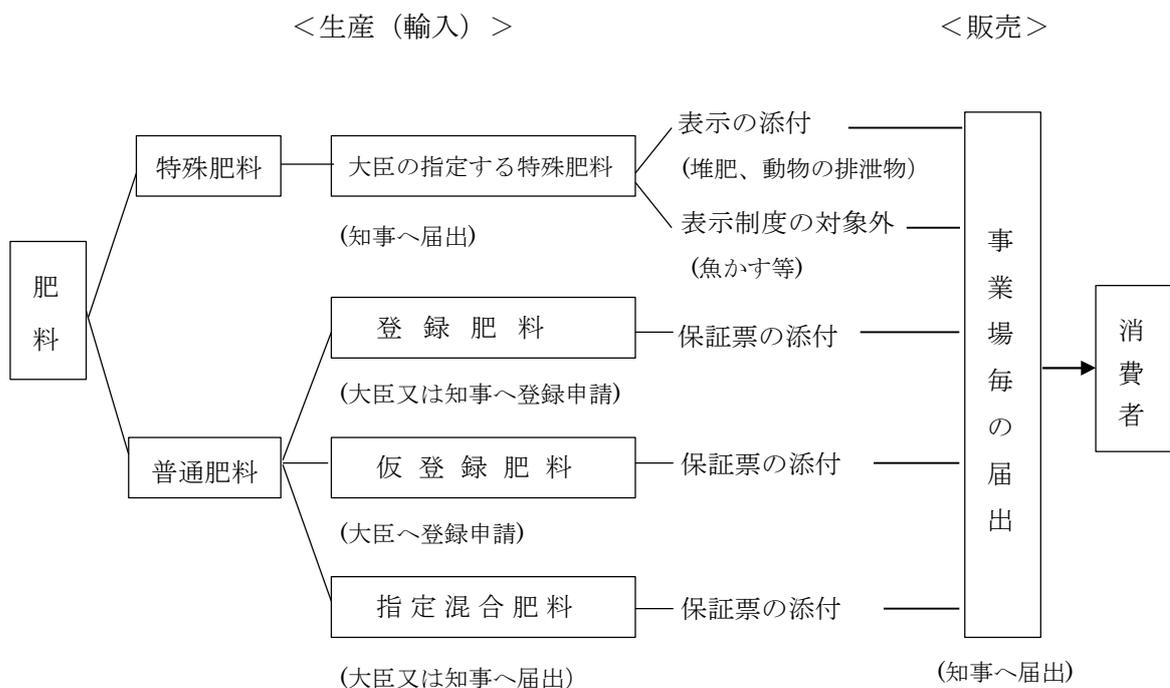
2. 次に掲げる肥料（特殊肥料等の指定（ロ））

- ⑪ 米ぬか
- ⑫ はっこう米ぬか
- ⑬ はっこうかす（産工程中に塩酸を使用しないしょう油かすを除く。以下同じ。）
- ⑭ アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含有量0.5パーセント以上のものを除く。）
- ⑮ くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）
- ⑯ 草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

- ⑰ 木の実油かす及びその粉末（カボック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）
- ⑱ コーヒーかす
- ⑲ くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）
- ⑳ たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）
- ㉑ 乾燥藻及びその粉末
- ㉒ 落綿分離かす肥料
- ㉓ よもぎかす
- ㉔ 草木灰（じんかい灰を除く。）
- ㉕ くん炭肥料
- ㉖ 骨灰粉末（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ㉗ 骨灰（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ㉘ セラックかす
- ㉙ にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混在しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ㉚ 魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）
- ㉛ 家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
- ㉜ はつこう乾ぶん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
- ㉝ 人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進剤」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止剤」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）
- ㉞ 動物の排せつ物
- ㉟ 動物の排せつ物の燃焼灰
- ㊱ 堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混在しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ㊲ グアノ（窒素質グアノを除く。）
- ㊳ 発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）

- ③⑨ 貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
- ④⑩ 貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。。以下同じ。）
- ④⑪ 製糖副産石灰
- ④⑫ 石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゅう蒸留廃液を石灰で処理したものであって、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）
- ④⑬ 含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）
- ④⑭ 微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）
- ④⑮ カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）
- ④⑯ 石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

概略図



2. 生産・輸入・販売にあたって

肥料の品質の確保等に関する法律で規制の対象となるのは、

「肥料の生産、輸入又は販売を業とする者」です。

業とするとは、これらの行為を繰り返し行う意思をもって行うことを意味し、利益を得ることを目的としない場合も含まれます。

ただし、生産、輸入した肥料をすべて自家消費する場合や、輸出用、工業用・飼料用に供する場合には、対象となりません。

《生産業者》

肥料の生産（配合、加工、採取を含む）を業とする者をいいます。本来的な生産とは、無肥物から肥料を生産する行為です。配合とは異種の肥料を原料とし、混合して複合肥料を生産するような行為、加工とは原料を粉砕して粒度をそろえるような行為、採取とは主として天然に存在するものを採取する等の行為をいいます。肥料の生産は、多くの場合、上記各方法が重複しています。

《輸入業者》

肥料の輸入を業とする者をいいます。ここでは、単に肥料製品を輸入し、手を加えずに販売する業者をさします。肥料または肥料原料を輸入して、配合等何らかの処理を加え、肥料として販売する行為は、肥料の生産に該当します。

《販売業者》

肥料の販売を業とする者であって、生産業者及び輸入業者以外の者をいいます。インターネットや直販所等で肥料を販売する者も含まれます。また、無償の譲渡であっても、繰り返し行う意思を持って行う場合には、販売業者と見なされる場合があります。

これらの業者はその業務を行うにあたり、登録又は届出の申請をしなければなりません。

3. 提出書類について

申請書は正副 2 通の提出となっております。

各申請書の提出先は、次ページ申請手続一覧のとおり、農林水産大臣または業務を行う事業場所在地を管轄する都道府県知事となっております。都道府県の区域を越えて業務を行う場合は、それぞれの都道府県に申請書を提出してください。

都道府県知事の取扱となるものについて、高知県での申請手続きは 8 ページ以降のとおりです。

受理後、副本を返送しますので、紛失しないように大切に保管してください。

肥料登録の有効期限は 3 年または 6 年ですが、その他の届出は、その業者が業務を続ける限りいつまでも有効です。届出事項に変更が生じた場合や、業務を廃止した場合には、速やかに届け出るようにしてください。

※肥料販売届のみ、電子申請システムでも受付しています。

提出・問い合わせ先

(県 登録及び届出)

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2

高知県農業振興部環境農業推進課

TEL 088-821-4861

FAX 088-821-4536

メールアドレス 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

(国 登録及び届出)

〒650-0047 神戸市中央区港島南町 1 - 3 - 7

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター 肥料検査課

TEL 050-3797-1914

FAX 078-304-7426

ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/>

申請手続き一覧

	肥料の性質	生産	輸入	販売
特殊肥料	経験等によって識別が容易なもの、価値又は施用基準が含有分量に依存しないもの	知事届出	知事届出	
普通肥料	① 化学的な方法によって生産されるもの (石灰質肥料を除く) 窒素質肥料、りん酸質肥料等			知事届出
	② 化学的方法以外の方法によって生産されるもののうち、特殊成分(マンガンを、けい酸、ほう素)を保証するもの マンガン質肥料、けい酸質肥料等	大臣登録	大臣登録	
	③ 汚泥肥料、その他植物にとって有害成分の含有量が多いもの 下水汚泥肥料、水産副産物発酵肥料等			
	④ 残留性から見て使用方法によっては、人畜に被害が生ずる恐れがある農産物が生産されるもの(特定普通肥料として政令にて指定)			
	⑤ ①又は②を原料として配合したもの			
仮登録肥料	⑥ 化学的方法以外の方法で生産されるもののうち、窒素、りん酸、加里、石灰、苦土を保証するもの 有機質肥料等	知事登録	大臣登録	
	⑦ 石灰質肥料			
	⑧ 都道府県を越えない区域を地区とする農協等が生産する配合肥料			
指定混合肥料	⑩ ⑩以外の指定混合肥料	知事届出	大臣届出	

《特殊肥料の生産・輸入》

(1) 生産・輸入業務の開始

特殊肥料の生産または輸入を開始する場合、その1週間前までに届け出て下さい。合併等により組織が変わった場合や、個人での相続の場合等も対象となります。

- ①特殊肥料生産（輸入）業者届出書（様式第1号）・・・・・・・・・・2部
- ②特殊肥料生産（輸入）業者届出添付書（様式第2号）・・・・・・・・・・2部
- ③登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）
- ④その他の必要と認める書類、分析データ

(2) 届出事項の変更

(1)の①で届け出た事項に変更が生じた場合、(組織の代表者交替、名称・所在地の変更等)、2週間以内に届出を行って下さい。また、新たな銘柄の生産・輸入を始める場合等も同様です。なお、添付書に記載した事項(商品名等)が変更した場合には、特に書類を提出する必要はありませんが、環境農業推進課まで連絡してして下さい。添付書の差し替えをお願いすることがあります。

- ①特殊肥料生産（輸入）業者届出事項変更届出書（様式第3号）・・・・2部
- ②特殊肥料生産（輸入）業者届出添付書（様式第2号）・・・・・・・・・・2部
- ③登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）

※②は銘柄追加等の場合に必要

(3) 生産・輸入業務の廃止

特殊肥料の生産・輸入を取り止めた場合、2週間以内に届出を行って下さい。また、合併等により組織が変わった場合等も、旧の届出者が対象となります。

- ①特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書（様式第4号）・・・・・・・・・・2部

備考 特殊肥料の生産に係る届出様式については、高知県のホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/>) からダウンロードできます。

※トップページ→申請・届出・補助金等→申請・届出様式→所属で探すから
環境農業推進課を選択

《登録肥料の生産》（石灰質肥料、有機質肥料）

（１）登録申請

普通肥料の生産を行う場合、その銘柄ごとに登録の申請が必要です。県の取扱となる肥料は、別表のとおりです。

- ①肥料登録申請書（様式第5号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
- ②県証紙 37,000円（令和2年12月現在。貼付、消印はしないでください。）
- ③肥料の見本 1kg以上
- ④肥料の分析データ（日本の肥料分析法に準じて行った分析値に限ります）
- ⑤登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）

（２）登録更新申請

肥料登録の有効期限は、3年または6年ですが、申請により更新することができます。この場合、有効期間満了の30日前までに申請を行ってください。

ただし、有効期間中に公定規格が変更されたことにより、当該肥料が公定規格に適合しなくなった場合や、当該肥料の公定規格が廃止された場合は、有効期間の更新はできません。

- ①肥料登録有効期間更新申請書（様式第6号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
- ②県証紙 8,000円（令和2年12月現在。貼付、消印はしないでください。）
- ③登録証（提出する際、写しを控えておいてください）

※ 国の登録及び登録更新の場合は収入印紙、金額は農林水産消費安全技術センターに確認を取ってください。

(3) 登録事項の変更

申請書の記載内容に変更が生じた場合に、2週間以内に届出を行ってください。なお、変更の内容によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

肥料の種類、保証成分量、その他の規格等に変更が生じるような変更はできません。また、肥料の内容が大幅に変わり、同一銘柄と言えないような変更も認められません。

① 肥料登録事項変更届（様式第7号）

代表者氏名（法人の場合）、生産事業場の名称または所在地、保管する施設の所在地の変更。

② 肥料登録変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書（様式第8号）

ア 登録証記載の氏名または住所の変更をした場合

イ 肥料名称の変更に基づく登録証の書替をした場合

ウ 既登録肥料の名称の変更をした場合

エ 相続（合併）に基づく肥料登録証の書替をした場合

オ 相続または法人の合併により、登録を受けた者の地位を承継した場合

③ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条に係る事項変更届（様式第9号）

①～③ 該当様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

登録証（住所、名称の変更等）

登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）

(4) 生産廃止等

登録更新の申請をせずにその有効期間が満了すれば登録は失効します。その他、次の場合においても登録は失効します。

- ① 登録を受けた法人が解散した場合において、その生産が完了したとき。
- ② 登録を受けた者が当該肥料の生産事業を廃止したとき。
- ③ 当該肥料の生産事業場を他の都道府県に移転したとき。
- ④ 当該肥料の保証分量又は登録証に記載されたその他の規格を変更したとき。

以上の理由により登録が効力を失った時は、速やかに失効の届出を行ってください。

- ア 肥料登録失効届（様式第10号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- イ 登録証

(5) 登録証の再交付

登録証を滅失または汚損した場合に届け出てください。

- 肥料登録証再交付申請書（様式第11号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

《指定混合肥料の生産》

(1) 生産業務の開始

指定混合肥料を生産しようとする場合、その事業を開始する1週間前までに届け出てください。

- ① 指定混合肥料生産業者届出書（様式第12号）・・・・・・・・・・2部
- ② 登記簿（写し可）（既に肥料登録を取得している業者は必要ありません。）
- ③ 混合設計書
- ④ 生産工程の概要
- ⑤ 混合する肥料の保証票の写し
- ⑥ 届出予定肥料の保証票

(2) 届出事項の変更

届出事項に変更が生じた場合、事実発生より2週間以内に届け出てください。ただし、保証分量が変わる場合は別銘柄となりますので、新規の届出をしてください。

- ① 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書（様式第13号）・・・・・・・・2部
- ② 代表者の変更、本社所在地の変更等、登記関係に伴う変更は、その事実の確認のため、登記簿（写し可）1通を提出してください。
- ③ 指定混合肥料の生産等に関する変更は、内容に応じた添付書を提出してください。

(3) 生産の廃止

当該銘柄の生産を廃止したときに届け出てください。

- 指定混合肥料生産事業廃止届出書（様式第14号）・・・・・・・・・・2部

《生産設備の賃借による肥料の生産》

(1) 生産設備の賃借による肥料と生産の開始

生産設備の賃借による肥料の生産を行う場合に届け出をしてください。

- ① 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書（様式第15号）・・2部
- ② 賃貸借契約書及び見取り図

《肥料の販売》

販売業者はもちろん、生産業者、輸入業者も、業務を開始した場合には販売の届出が必要です。開始、変更、廃止いずれの場合にも、事実発生より2週間以内に届出を行ってください。

郵送での届出

届出様式：高知県のホームページ→申請・届出・補助金等→申請・届出様式→所属で探すから環境農業推進課を選択。

(1) 販売業の開始

肥料の販売を開始する場合（インターネットや直販所等での販売も含まれます。）に届出を行ってください。

また、合併等により組織が変わった場合や、個人経営での相続の場合等も対象となります。

- ①肥料販売業務開始届出書（様式第16号）・・・・・・・・・・2部
- ②登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）

(2) 届出事項の変更

(1)で届け出た事項に変更が生じた場合（組織の代表者交替、名称・所在地の変更、営業所、保管施設の新設等）に、届出を行ってください。

- ①肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式第17号）・・・・・・・・・・2部
- 登記簿（写し可）（個人の場合は住民票）

(3) 販売業務の廃止

肥料の販売を取り止める場合に届出を行ってください。

また、合併等により組織が変わった場合（新農協・会社の発足・個人商店を会社組織に発展解消）等も、旧の届出者が対象となります。

- ①肥料販売業務廃止届出書（様式第18号）・・・・・・・・・・2部

電子申請システムでの届出

高知県のホームページ→申請・届出・補助金等→電子申請・届出システム→高知県電子申請サービス「手続きはこちら」→検索キーワード「肥料」

特殊肥料生産（輸入）業者届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 肥料の種類

3 肥料の名称

4 生産する事業場の名称及び所在地

5 保管する施設の所在地

備考 輸入業者にあつては4を記入しなくてよい。

特殊肥料生産（輸入）業者届出添付書

住 所

氏 名

1 届出肥料名称

2 通称肥料名称

3 生産工程の概要

4 証票添付の有無

5 おおよその生産量（予定）

6 販売または譲渡先（予定）

様式第3号（2部提出）

特殊肥料生産（輸入）業者
届出事項変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

令和 年 月 日

2 変更した事項

3 変更した理由

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

令和 年 月 日

2 生産（輸入）していた特殊肥料の名称

（注）本人死亡の場合は本人の氏名と代理人の氏名を併記してください。

県 証 紙
消印しない

様式第 5 号（2 部提出）

肥料登録申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称

4 保証成分量その他の規格
保証成分量

その他の規格

5 生産する事業所の名称及び所在地
名称

所在地

6 保管する施設の所在地

7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第5号に掲げる事項

備考 県証紙については消印しないこと。

肥料登録有効期間更新申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記により肥料登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号
高知県第 号
- 2 登録年月日
年 月 日
- 3 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格

保証成分量

その他の規格

7 生産する事業所の名称及び所在地

名称

所在地

8 保管する施設の所在地

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

備考 県証紙については消印しないこと。

肥料登録事項変更届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
高知県第 号					
高知県第 号					

肥料登録事項変更届及び記載事項変更 に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により届出及び登録証の書替交付を申請します。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項 に該当するもの	その他	
高知県第 号						
高知県第 号						

肥料の品質の確保等に関する法律 施行規則第4条に係る事項変更届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更予定年月日	変更する事項	変更する理由
高知県第 号					
高知県第 号					

肥料登録失効届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条の規定により登録証を添えて届け出ます。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
高知県第 号		
高知県第 号		

肥料登録証再交付申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 3 条第 3 項（肥料の品質の確保等に関する法律第 3 3 条の 2 第 6 項において準用する同法第 1 3 条第 3 項）の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号

2 登録年月日

年 月 日

3 登録の有効期限

年 月 日

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 1 条の 2 に定める肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

。

指定混合肥料生産業者届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様
住 所
氏 名

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の名称
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項から第 4 項までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考． 肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別については、「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号（指定配合肥料）」、「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号（指定化成肥料）」、「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 3 号（特殊肥料入り指定混合肥料）」又は「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 4 号（土壌改良資材入り指定混合肥料）」のいずれかを記載すること。

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

令和 年 月 日

2 変更した事項

3 変更した理由

指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律
第16条の2第1項の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記
のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

令和 年 月 日

2 生産していた指定混合肥料の名称

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり〇〇所有の〇〇工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、登録の申請 に先立ちあらかじめ届け出ます。

登録事項変更の届出

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

- 1 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
- 2 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
- 3 生産設備を賃借する期間
(年 月 ～ 年 月)
- 4 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

肥料販売業務開始届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

下記のとおり肥料を販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 販売業務を行う事業場の所在地
- 3 本県内にある保管する施設の所在地

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

令和 年 月 日

2 変更した事項

2 変更した理由

肥料販売業務廃止届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

4. 保証票及び品質表示の添付

肥料の生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産又は輸入した場合、その容器又は包装の外部に「生産業者保証票」「指定混合肥料生産業者（輸入業者）保証票」「輸入業者保証票」を添付しなければなりません。

また、販売業者が普通肥料を購入し、小分け等をして販売する場合は「販売業者保証票」を添付しなければなりません。いずれにしても、保証票の添付されていない普通肥料の譲渡は禁止されています。

特殊肥料のうち、「堆肥」と「動物の排泄物」については、特殊肥料の品質表示基準に基づき、品質表示が必要です。

ここに記載されているのは一例です。

生産業者保証票の例

(イ) 登録肥料（法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の2第1項の規定による登録を受けたものを除く。）の場合

↑ 2 cm以上 ↓	○
生産業者保証票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（％） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	

備考

- 1 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 2 保証票を第 11 条第 11 項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 4 原料の種類の記事は、第 11 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 5 材料の種類、名称及び使用量の記事は、第 11 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類、及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 6 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 混入した物の名称及び混入の割合の記事は、法第 25 条 1 号の規定により異物を混入した場合に限る。
- 8 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 10 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(ロ) 法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

↑ 2 cm以上 ↓	○
生産業者保証票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	

主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 (イ)の備考第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における生産業者保証票について準用する。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を記載するものとする。

(へ) 法第 11 条第 9 項に規定する特殊肥料入り指定混合肥料の場合

↑ 2 cm以上 ↓	○
特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
主成分の含有量	

備考

- 1 (イ) の備考第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号から第 10 号までの規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を記載するものとする。

販売業者保証票の例

(イ) 登録肥料（法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の2第1項の規定による登録を受けたものを除く。）の場合

↑ 2 cm以上 ↓	○
販売業者保証票	
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（％） 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	

備考

- 1 生産業者保証票の例（イ）の備考第1号から第7号まで、及び第9号の規定は、販売業者保証票について準用する。この場合において、生産業者保証票の例（イ）の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の種類」と読み替えるものとする。
- 2 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(ロ) 法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

↑ 2 cm以上 ↓	○
販売業者保証票	
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の指名又は名称及び住所 生産した事業の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	
主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 生産業者保証票の例（イ）の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、生産業者保証票の例（イ）の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の種類」と読み替えるものとする。
- 2 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

特殊肥料の品質表示の例

堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く）、動物の排せつ物の場合

↑	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示		↓
2 cm以上	肥料の名称	○○○○○	
	肥料の種類	堆肥（又は動物の排泄物）	
	届出をした都道府県	高知県 第 号	
	表示者の氏名又は名称及び住所	○○○○○ 高知県○○○○○○○○○○○○	
	正味重量	○○kg（容積量をリットル単位で併記することも可）	
	生産（輸入）した年月	令和 年 月（○○.○や20○○.○でも可）	
	原料	○○、○○○、○○	
		備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である	
	主成分の含有量	（現物又は乾物あたり）	
	窒素全量	○. ○%	
	リン酸全量	○. ○%	（小数点以下第1位まで）
	加里全量	○. ○%	
	炭素窒素比	○○	（整数）
	銅全量	○○○mg/kg	
		（豚ふんを使用し、現物1kg当たり300mg以上含有する場合に記載）	
	亜鉛全量	○○○mg/kg	
		（豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当たり900mg以上含有する場合に記載）	
	石灰全量	○. ○%	
		（石灰を使用し、現物1kgあたり150g以上含有する場合に記載）	
	水分含有量	○. ○%	
		（上記成分の含有量を乾物当たりで表示する場合に記載）	

備考

- 1 保証票には、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 2 表示は、容器又は包装の外部の見やすい箇所に印刷するか、記載した書面を付けること。容器又は包装を用いない場合は、記載した書面を渡すこと。
- 3 様式の寸法は、正味重量が6kg未満の場合は適宜の大きさとする。

特殊肥料の品質表示基準

第1 表示事項

特殊肥料の品質に関し表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、別表のとおりとする。

第2 遵守事項

1 表示事項の表示の方法

第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。

(1) 肥料の名称

当該肥料の生産業者又は輸入業者が肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た肥料の名称とすること。

(2) 肥料の種類

別表の肥料の種類に掲げる名称を用いること。ただし、堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）にあつては、「堆肥」と表示することができる。

(3) 届出をした都道府県

生産業者又は輸入業者にあつては法第22条第1項の規定に基づき届け出た都道府県を、販売業者にあつては法第23条の規定に基づき届け出た都道府県を、それぞれ表示すること。

(4) 表示者の氏名又は名称及び住所

表示者は、当該表示を行った生産業者、輸入業者又は販売業者とすること。

(5) 正味重量

正味重量は、キログラム単位で記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができる。

(6) 生産（輸入）した年月

ア 次の例のいずれかにより記載すること。

（ア）平成12年4月

（イ）12.4

（ウ）2000.4

イ 生産し、又は輸入した年月を販売業者が知らないときは、「生産（輸入）した年月」を「表示をした年月」として、表示をした年月を記載すること。

(7) 原料

ア 原料名は、次の区分に応じて記載すること。

（ア）堆肥及び動物の排せつ物

原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載すること。昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の一の（ハ）に規定する特殊肥料（以下「混合特殊肥料」という。）を原料として使用する場合にあっては、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料とし

て使用した特殊肥料の種類（堆肥又は動物の排せつ物を当該混合特殊肥料の原料として使用している場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句を用いず、当該堆肥又は動物の排せつ物の原料の最も一般的な名称）をもって記載すること。

(イ) 混合特殊肥料

原料名は、昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号（特殊肥料等を指定する件）の一の(イ)又は(ロ)に掲げる特殊肥料の種類をもって記載すること。

また、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を(ア)の記載方法に従い記載すること。

混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料である特殊肥料の指定名を記載すること。

イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を記載すること（〔 〕内に記載する場合を含む。）。混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載すること。

ウ 生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 2 の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第 2 欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が使用されたものについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

(ア) 牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

(注)動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(注)牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。

エ 材料（オに掲げるものを除く。）は、次の区分に応じて記載すること。

(ア) 堆肥

生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号（特

殊肥料等を指定する件)の別表第二に掲げる材料に限る。(イ)において同じ。)が使用された混合特殊肥料を原料とした堆肥については、その材料の名称を記載すること。

(イ) 混合特殊肥料

生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合にあつては、その材料の名称も記載すること。

オ 生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。)別表第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合にあつては、その材料の名称も記載すること。

カ アからオまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。

原料)

牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。

5 粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。

6 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。

7 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。

8 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。

(8) 主成分の含有量等

ア 表一の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料にあつては、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること(炭素窒素比を除く。)。これらの場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

イ 表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主成分の含有量等」を「主成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

エ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合には、「0.5%未満」と記載することができる。

表一

項目	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量	パーセント (%)	○表示値が 1.5 パーセント未満の場合は、プラスマイナス 0.3 パーセント
りん酸全量	パーセント (%)	○表示値が 1.5 パーセント以上 5 パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス 20 パーセント
加里全量	パーセント (%)	○表示値が 5 パーセント以上 10 パーセント未満の場合は、プラスマイナス 1 パーセント表示値が 10 パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス 10 パーセント
銅全量	1 キログラム当たり ミリグラム (mg/ kg)	表示値のプラスマイナス 30 パーセント
亜鉛全量	1 キログラム当たり ミリグラム (mg/ kg)	表示値のプラスマイナス 30 パーセント
石灰全量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 20 パーセント
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス 30 パーセント
水分含有量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 20 パーセント

表二

主成分	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量（混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。）、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量（混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。）、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、加里全量（混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。）、く溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土、可溶性硫黄	パーセント (%)	○表示値が 1.5 パーセント未満の場合は、プラスマイナス 0.3 パーセント ○表示値が 1.5 パーセント以上 5 パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス 20 パーセント ○表示値が 5 パーセント以上 10 パーセント未満の場合は、プラスマイナス 1 パーセント ○表示値が 10 パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス 10 パーセント
可溶性マンガ、く溶性マンガ、水溶性マンガ、く溶性ほう素、水溶性ほう素	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 30 パーセント

2 表示の様式等

- (1) 表示は、容器又は包装を用いる場合にあつては肥料の最小販売単位ごとにその外部の見やすい箇所に次の様式により表示事項を印刷するか又は同様式により表示事項を記載した書面を容器若しくは包装から容易に離れない方法で付すことにより、容器又は包装を用いない場合にあつては当該書面を付すことにより行わなければならない。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示
肥料の名称
肥料の種類
届出をした都道府県
.....

- (2) (1)の様式の枠内には、別表の肥料の種類ごとの表示事項以外の事項を記載してはならない。
- (3) 表示に用いる文字及び数字の色、大きさ等は、次に掲げるところによらなければならない。
- ア 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- イ 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とすること。
- (4) 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、(1)の様式の文字及び数字の大きさは、適宜とする。
- (5) 生産若しくは輸入又は表示した年月を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- (6) 原料を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

別表（第1関係）

肥料の種類	表示事項	
堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）	一般表示事項 原料 主成分の含有量等 窒素全量 （アンモニア性窒素）	（可溶性けい酸） （水溶性けい酸） （可溶性苦土） （く溶性苦土） （水溶性苦土）
動物の排せつ物	（硝酸性窒素） りん酸全量 （く溶性りん酸） （可溶性りん酸） （水溶性りん酸） 加里全量 （く溶性加里） （水溶性加里） （アルカリ分）	（可溶性マンガン） （く溶性マンガン） （水溶性マンガン） （く溶性ほう素） （水溶性ほう素） 銅全量 亜鉛全量 石灰全量 （可溶性硫黄）
混合特殊肥料	（可溶性石灰） （く溶性石灰） （水溶性石灰）	炭素窒素比（堆肥又は動物の排せつ物に限る。） 水分含有量

備考

- 1 一般表示事項は、次のとおりとする。
 - (1) 肥料の名称
 - (2) 肥料の種類
 - (3) 届出をした都道府県
 - (4) 表示者の氏名又は名称及び住所
 - (5) 正味重量
 - (6) 生産（輸入）した年月
- 2 第2の1の(8)のアに定める主成分の含有量等については、銅全量にあつては豚ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあつては豚ふん又は鶏ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあつては石灰を原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあつては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならないものとする。

なお、（ ）内の主成分にあつては、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、記載することができるものとする。

別紙（第2関係）

主成分の含有量等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表第二欄に掲げるものによることとする。

第1欄	第2欄
りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸	五酸化リン（P ₂ O ₅ ）
加里全量 く溶性加里 水溶性加里	酸化カリウム（K ₂ O）
アルカリ分	酸化カルシウム（CaO）及び酸化マグネシウム（MgO）
石灰全量 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰	酸化カルシウム（CaO）
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素（SiO ₂ ）
可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	酸化マグネシウム（MgO）
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	酸化マンガン（MnO）
く溶性ほう素 水溶性ほう素	三酸化二ほう素（B ₂ O ₃ ）
可溶性硫黄	硫黄（S）

附則（令和3年6月14日農林水産省告示第1012号）

- この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。
- この告示の施行の日前に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされた特殊肥料の主成分を記載する方法については、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 . 帳簿の備え付け

生産業者、輸入業者及び販売業者は、その生産又は輸入の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産、又は輸入したときは、農林水産省で定めるところにより、その名称、数量及び原料その他の農林水産省で定める事項を記載しなければなりません。また、生産業者、輸入業者、販売業者は、その業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産業者、輸入業者、販売業者に対して販売した場合には、農林水産省で定めるところにより、その名称、数量、販売年月日及び相手方の氏名または名称を記載しなければなりません。

これらの帳簿は、記載が終わった日から2年間保存してください。

6. その他

生産（輸入）業者は、毎年1月末までに前年中（1～12月）に生産（輸入）・出荷した肥料の数量を報告してください。

肥料生産販売高報告様式

令和 暦年 肥料の生産（輸入）量・出荷量				
生産業者名				
肥料名				
	生産量（トン）	出荷量（トン）		
		県内	県外	計
1月				
2月				
・				
・				
12月				